

◇ 国「子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議」（1月22日）の開催について ◇

◇ 1月22日子ども・子育て会議（第21回）、基準検討部会（第25回）合同会議が10:00～12:50に開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)平成27年度予算案について (2)公定価格について (3)地域子ども・子育て支援事業について (4)その他

＜ポイント＞

- 子ども・子育て支援新制度が予定どおり本格施行することになり、当初29年度満額で行う予定であった質の改善も初年度から全て行うことになった等の平成27年度予算案について説明がなされた。
- 上記を受けて正式に施行する旨の政令が発出されたことが説明された。

※以下敬称略

- ・無藤部会長より開会挨拶が行われた。事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・有村 内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)より「この度子ども・子育て支援新制度が予定どおり本格施行することになり、子ども・子育て支援新制度に係る予算として、5,127億円が確保され、量の拡充と消費税率10%実施時に行われる予定であった質の改善も初年度から全て行うことになった。これも皆様の後押しがあったからこそ心より感謝申し上げる。4月の施行後も平坦な道ではないが、さらなる財源確保に向けてご協力を頂きたい旨挨拶が行われた。委員より感謝の言葉が述べられた。

(1) 平成27年度予算案について (2) 公定価格について (3) 地域子ども・子育て支援事業について

- ・事務局より資料1から議事の(3)にわたる資料7までの関連資料一式について説明後、協議が行われた。正式に子ども・子育て支援法の施行期日を平成27年4月1日とする「子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令（平成27年政令第22号）」が発出されたことが触れられた。

資料4「施設型給付等の公定価格の取扱いについて」(平成27年1月22日)

施設型給付等の公定価格の取扱いについて

- 平成27年度予算案においては、子ども・子育て支援新制度に基づく量と質の充実等のために、国・地方合わせて0.5兆円程度を確保。
これは、
 - ・平成27年度における各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく「量の拡充」に対応するとともに、
 - ・昨年5月末にお示した公定価格の仮単価の前提とした「0.7兆円の範囲で実施する事項」の「質の改善」をすべて実施するための所要額として措置されたもの。
- 平成27年度における施設型給付等の公定価格の単価については、今後、お示しすることになるが、以下の2点(基本的に増額要素)を除き、加算項目も含め、公定価格の仮単価と同内容となる見込み。
 - ① 公定価格に係る調整課題に対する対応の反映(資料5)
 - ・現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の経過措置
 - ・大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し(1号定員に係るチーム保育加配加算)
 - ・小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善
 - ・事業所内保育事業に対する減価償却費加算
 - ② 平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定内容の反映(資料6)
 - ・平成26年度の国家公務員給与の改定の反映(保育士に係る人件費+2.0%など)

・平成 27 年度の国家公務員給与の改定の反映(地域区分の見直しなど)

資料 5「公定価格に係る調整課題について」(平成 27 年 1 月 22 日)

① 現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

現に施設長である者が退職等した時点まで(ただし、5年を限度とする)経過措置を設けることとする。

② 認定こども園が少数の1号定員を設定する場合の対応について

○ 加算要件については、仮単価でお示ししたとおりとする。
(1号の実員が少数となった場合の認定こども園の収入見込)

1号認定	1人～9人*1	10人～15人*1	16人～
副園長・教頭設置	○	○	○
学級編制調整加配 注1	○	○	○
チーム保育加配 注2	○	○	○

仮単価時収入見込 注3	8,900～10,200 万円 (+0～+1,300 万円 < +5 人 >)	10,600～11,400 万円 (+1,700～+2,500 万円 < +5 人 >)	[]内は同一規模の保育所との比較 < >内は同一規模の保育所と比較して加算要件等を満たすために追加して配置が必要な職員数
-------------	---	--	--

注1 学級編制調整加配加算1号及び2号の定員の合計が36人以上の場合に保育教諭を1人加配(職員の雇用が必要)

注2 チーム保育加配加算1号と2号(3歳以上児)の合計の定員規模に応じて、保育教諭を加配(職員の雇用が必要)

注3 「仮単価提示収入見込」は、以下の前提条件の場合に、仮単価を基に計算した収入見込

施設全体の定員90人、副園長・教頭設置加算、学級編制調整加配加算、チーム保育加配加算(2人)を実施

※ 1号定員に係る公定価格は、実際の1号の利用人数に応じて園に支払われる。

(参考)各施設において設定可能な利用定員と認定区分との関係

	満3歳以上		満3歳未満
	① 1号認定	② 2号認定	③ 3号認定
認定こども園	○(※)	○	○
保育所	—	○	○
幼稚園	○	—	—

※ 幼保連携型認定こども園の場合は定員を設定しないことも可能。

⇒ ただし、その場合は、1号認定の公定価格に設定されている「副園長・教頭設置」、「学級編制調整加配加算」、「チーム保育加配加算」等の対象外としている。

③ 大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

幼稚園や認定こども園の教諭等の配置状況が園によって大きく異なることから、基本分単価に含まれる教諭数を超えて教諭を配置している場合は、公定価格上、加配加算により対応することとしているが、現行の私学助成からの円滑な移行を踏まえ、大規模園について、その見直しを行う。

資料 6「平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取り扱いについて」(平成 27 年 1 月 22 日)より抜粋

平成26年度国家公務員給与改定に伴う保育所運営費等の取り扱いについて

(保育所運営費の算定方法)

○ 保育所運営費の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

(平成26年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定)

○ 保育所運営費の人件費の額の根拠となる、国家公務員の給与については、平成26年人事院勧告に伴い以下のとおり改定が行われる。

① 民間給与との較差(0. 27%)を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ

② ボーナスを引上げ(0. 15月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分 等

(国家公務員給与改定に伴う保育所運営費等の取り扱い)

- 平成26年度の国家公務員給与の改定に応じて、保育所運営費の平成26年度保育単価を改定予定。
※ その際、本年度に増額となる人件費については、保育士等の職員の給与に反映されるよう各自治体を通じて要請することを予定。(平成27年度は公定価格の処遇改善等加算の加算要件の取り扱いの中で、確実に保育士等の職員の給与に反映されるよう対応する。)
- 本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う保育所運営費の改定は、平成27年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。(幼稚園や認定こども園等の公定価格も同様)
- なお、国家公務員給与については、平成27年度に以下の改定が行われることとされており、これらの要素も公定価格への反映を行うこととする。
 - ① 地域の民間給与水準を踏まえて俸給表の水準を平均2%引き下げ
 - ② 俸給水準の引き下げに伴い、地域手当の支給割合等を見直し等
 ※ ①の要素については、高齢層を中心として俸給表の水準を引き下げることとされているが、保育所運営費等の算定上の保育士等の給与は、比較的若い層の俸給表を用いているため、据え置き又は引き下げ幅は低くなる。そのため、②の地域手当の支給割合等の見直しに伴う増額が生じうる。
※ ②の地域手当の見直しに伴う地域区分の取り扱いについては、別紙を参照。

地域手当の見直しを踏まえた地域区分の取扱いについて

- 公定価格の算定にあたっては、国家公務員の給与に準拠して設定していることから、地域区分についても、地域手当の見直しを踏まえた対応が必要。
- 具体的な見直しの検討に当たっては、特に国の官署が所在しない地域の設定方法について、子ども・子育て会議において議論が行われてきたことを踏まえた対応が必要であるが、他制度の議論の状況をみると、介護保険制度では地域の民間賃金水準をより適切に反映させること等を目的に、国家公務員の地域手当の支給対象地域に加えて、別途総務省が指定する「地方公務員の地域手当の支給対象地域」を踏まえた見直しを行うことが予定されている。
- 子ども・子育て支援新制度においても、これまで地域の民間賃金水準を適切に反映させることについて、議論が行われてきており、また、他制度との整合性の観点から踏まえると、介護保険制度と同様に「地方公務員の地域手当の支給対象地域」を考慮することとし、それ以外の地域については、仮単価における整理と同様に「支給地域に囲まれている地域及び複数の支給地域に隣接している地域について、周辺の対象地域の支給割合の区分のうち最も低い区分」により設定する。
- また、激変緩和措置として、現行の保育所運営費の地域区分から割合が引き下がる市町村等については、平成31年度までの間、現行と同じ割合とする経過措置を設ける。

処遇改善等加算の取り扱いについて

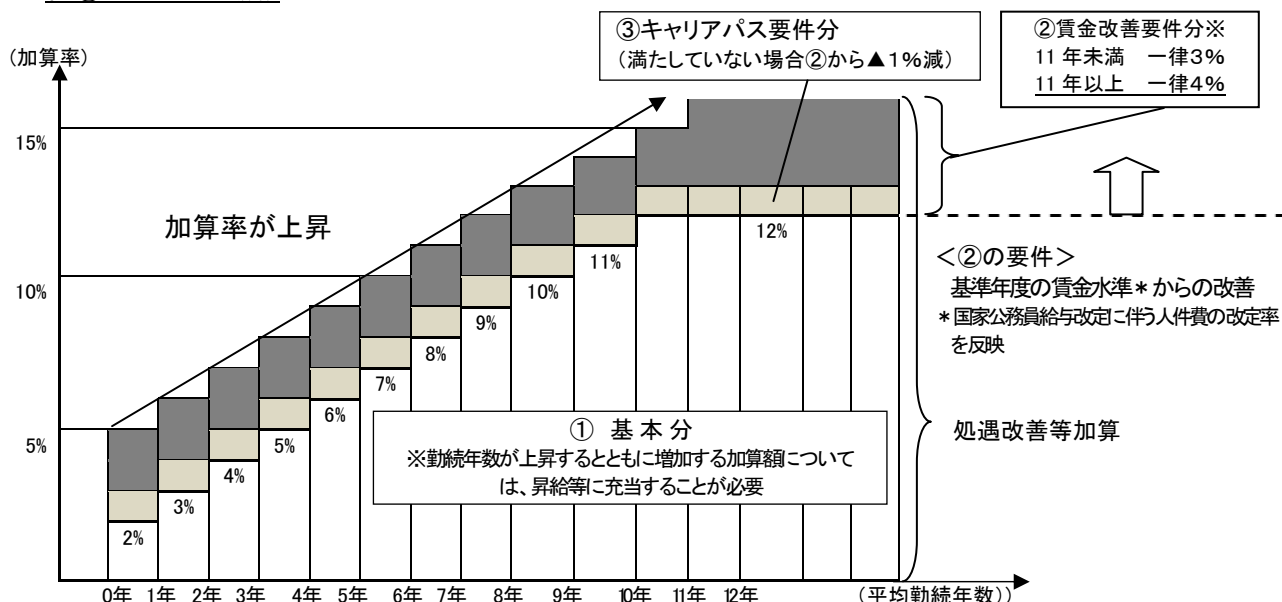
- 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善については、平成27年度予算案において、仮単価提示時と同様に「+3%」の給与改善を実施することを盛り込んでいる。
- この給与改善を行うために、公定価格上、「処遇改善等加算」を設け対応することとしているが、これまでの議論の中では、以下のとおり整理を行っている。
 - ① 加算の要件となる職員の勤続年数の通算対象
⇒ 給付費等の対象施設・事業所の他、保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設や小学校等の教育施設等を加える。
 - ② 現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応
⇒ 「10年以上」よりも長い場合の対応が限定的になるものの、現在既に実施している取組が継続して実施できるようにする。(更なる期間の延長は、財源の確保と合わせて実施。)
 - ③ 処遇改善の計画の策定や実績の報告を求める仕組み
⇒ 保育士等処遇改善臨時特例事業と同様に、計画の策定や実績の報告等の要件を課した上で、質の改善項目として実施する部分(平均+3%)については、確実に賃金改善に充てることを要件とする。
 - ④ キャリアアップに対応した仕組み
⇒ キャリアアップに対応した仕組みを導入することとし、具体的には、以下の i、ii の要件を満たさない場合には、加算率を減算する。
 - i) 役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定等
 - ii) 資質向上のための計画策定等

- なお、平成27年度予算案の編成を受けて、以下の点が新たに盛り込まれることになる。
 - ・「②現行の加算率の区分の上限である「10年以上」よりも長い場合の対応」の要素については、「11年以上」の区分を新たに設け、加算率を4%とする。
 - ・また、平成26年度の人事院勧告に伴う国家公務員給与改定による影響分(質の改善事項として実施する+3%とは別に改善)については、確実に保育士等の職員の給与に反映されるよう対応。
- また、「③処遇改善の計画の策定や実績の報告を求める仕組み」の導入により、給与改善が確実に行われることが担保されることから、株式会社等に固有の制限は設けないこととする。

処遇改善等加算のイメージ

○ 教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、「長く働くことができる」職場を構築する必要がある。その構築のため、職員の平均勤続年数や、賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算を行うもの。

- ① 基本分は、職員1人当たり平均勤続年数に応じて加算率を設定。
- ② 賃金改善要件分は、賃金改善計画・実績報告を要件とした上で、賃金改善(基準年度からの改善)に確実に充てることが要件。**※(11年未満一律3%、11年以上一律4%)**
- ③ キャリアパス要件分は、役職や職務内容等に応じた賃金体系の設定、資質向上のための計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会の確保等が要件。**※(但し、同要件を満たしていない場合②から▲1%減)**



※ 平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業による補助を受けた保育所のうち、当該事業の加算率が3%未満であった施設については、平成26年度と同じ加算率を適用できる経過措置を設ける。(平成26年度と比較して平均勤続年数が同様又は下回る施設に限る。)

※ 基準年度における私学助成等による収入額が賃金改善要件分を除いた公定価格の金額を上回る幼稚園等については、賃金改善額の取扱いの特例を設ける。

資料7「地域子ども・子育て支援事業について」(平成27年1月)より抜粋

延長保育事業について

1. 一般型

(4)実施要件

- ①標準時間認定(現行同様)(家庭的保育除く)(略)
- ②標準時間認定(家庭的保育)(略)
- ③短時間認定(新規)

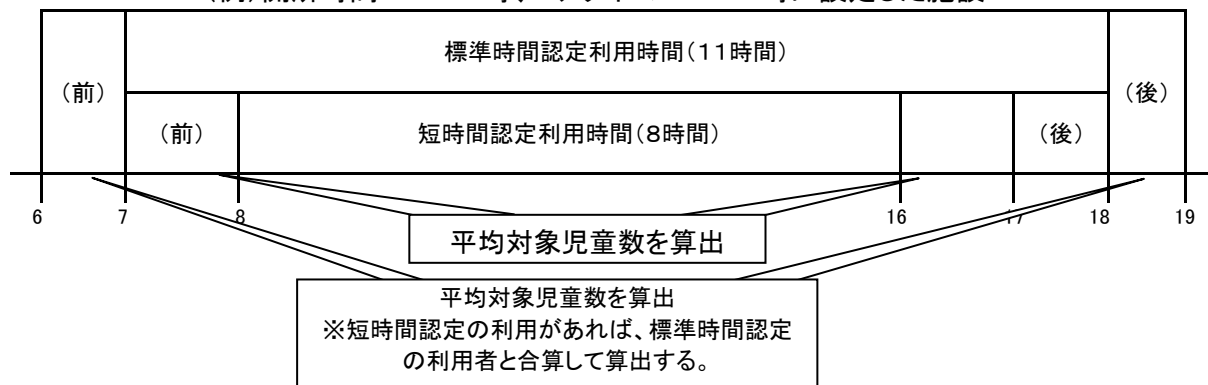
○ 11時間の開所時間内における延長保育

- ・1時間延長 利用時間帯を越えて1時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ・2時間延長 利用時間帯を越えて2時間以上の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること
- ・3時間延長 利用時間帯を越えて3時間の延長保育を実施
延長時間内の平均対象児童数※が1人以上いること

※平均対象児童数は年間の延長時間区分毎における各週毎の最も多い利用児童数をもって平均
(小数点以下第1位を四捨五入)

- 11時間の開所時間を超える延長保育
 - ・各延長時間の取扱いについて標準時間認定と同様
 - ・各時間帯における平均対象児童数の算定については標準時間認定児と合算して算出
- 利用時間の前及び後で延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び、対象児童を合算することはせず、前及び後でそれぞれで算出

(例)開所時間:7~18時、コアタイム:8~16時に設定した施設



(5)算定方法

①標準時間認定(現行同様) ・各事業所における延長時間区分単価を適用

②短時間認定(新規)

- ・延長時間毎に1人あたり年額単価を設定
- ・複数の延長時間区分に該当する場合は、実施要件を満たす最も長い延長時間区分を適用
- ・補助額算定 @単価×在籍する短時間認定児童数

【算定例】 保育所に在籍する短時間認定児童数が5人、1時間延長の平均対象児童数が1人以上である場合

$$17,200\text{円(保育所}\cdot\text{1時間延長単価)}\times 5\text{人}=86,000\text{円(補助基準額)}$$

(6)利用者負担 各市町村において決定(現行同様)

2. 訪問型(新規)

○訪問型の創設について

居宅訪問型保育事業利用児童の延長保育ニーズ、施設における少人数の延長保育ニーズや障害児等への対応を充実させるため創設

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 今回示された新制度の内容については行政の皆様のご尽力の賜物として評価したい。当初予定していた1兆円超の予算確保に向けてご尽力をお願いしたい。安心こども基金に替わる施設整備費の交付金の取扱いについて詳細を伺いたい。

< 委員の主な意見概要 >

- 平成27年度の予算案について新制度のスタートに約5,100億円を確保して頂いたことに感謝したい。
- 家庭的保育者の処遇について改善されることは感謝申し上げたい。一方で保育士資格を持たずに勤務する者もあり、保育士についてとくに魅力のある処遇改善をお願いしたい。
- 公定価格の調整課題について事業所内保育の減価償却加算対象にして頂いたことは感謝したい。
- 保育士確保プランにおいて、推進ということで年二回試験の実施ができたことは評価したいが具体的に時期等について伺いたい。
- 予算が確保される前提として一致団結して子どものために協力してきたプロセスに感謝したい。保育の質の確保のため保育者の処遇改善は必要であり、キャリアアップに対応したしくみについて、資質向上のための計画策定や保育者の専門性の基準を明確にしていくことが必要。特定教育・保育等の利用者に対して第二階層の負担軽減がなされたことは評価したい。

- 市町村事業計画において、1月までにパブリック・コメントを行い具体的に決めつつあるが、まちまちであり、4月以降の事業計画の具体化が第二ステージとして重要になっている。評価がとても大事であり、4月以降市町村に対して行っていくこと、お願いしていくことについて伺いたい。
 - 4月から安心して新制度を迎えることができたことを感謝しつつこの先は恒久財源の確保をぜひして頂き1兆超という財源の確保をお願いしたい。利用者支援の母子保健型の位置づけについても評価したい。ぜひ良い形で実施して頂きたいが、13事業の中の一つで良いのかということも思い、13事業の整理をしていく必要がある。
 - 処遇改善キャリアアップについて、賃金体制の設定とあるが、社会福祉法人であれば3月理事会に出さないと4月実施の要件にならないので、早く周知していく必要がある。
- (事務局説明概要) 今後のスケジュールについて明日、都道府県等の自治体に向けて説明を行う予定であり、公定価格の単価については次回お示ししたい。総務省にも適切な地方財政措置をお願いしていく。
- ・市町村事業経過の対応は、なかなか具体的な整理はできていないが少なくとも年度明け何らかの形で把握をしていくと共に、地方版会議の関わり方などの好事例を整理しながら提示していきたい。
 - ・保育士確保プランの試験の二回実施は28年度から具体化していく。待機児童解消に向けた人材確保プランということで今回は保育士のみを対象としている。
 - ・施設整備については、基本的に政府全体として基金をなくしていこうということであり、お金の基本的流れが変わることであり、これまでのものを継続していくもの。
 - ・非正規職員における平均勤続年数のカウントの考え方については、後日通知を出していきたい。

次回日程については、2月5日(木)10時開会予定であることが説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

◇ 国「子ども・子育て支援新制度説明会」(1月23日)の開催について ◇

◇ 1月23日内閣府において子ども・子育て支援新制度説明会が開催されました。当日の主な資料については下記のサイトより入手・閲覧できますのでご参考までお伝えいたします。

○ 子ども・子育て支援新制度説明会平成27年1月23日(金)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h270123/index.html>

子ども・子育て支援新制度説明会 <配布資料一覧>	
資料 1-1 平成27年度予算案について	資料 7-2 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン(案)
資料 1-2 平成27年度関連予算案の概要【印刷用】	資料 8 子ども・子育て支援全国総合システムについて【印刷用】
資料 2-1 施設型給付等の公定価格の取扱いについて	資料 9-1 政令・府省令・告示について
資料 2-2 公定価格に係る調整課題について	資料 9-2 (通知)子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて
資料 2-3 平成26年度国家公務員給与改定に伴う公定価格等の取扱いについて	資料 9-3 (事務連絡)多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について
資料 2-3(参考資料) 施設型給付等に係る処遇改善等加算について(通知案)	資料 9-4 (省令)児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案
資料 2-4 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)	資料 9-5 (事務連絡)子ども・子育て支援新制度の施行に伴う認可外の居宅訪問型保育事業の届出について
資料 3-1 地域子ども・子育て支援事業について【印刷用】	資料 9-6 自治体向けFAQ(第6版)【印刷用】
資料 3-2 子ども・子育て支援交付金について	資料 9-7-1 学則(園則)と運営規程の関係
資料 4 保育士確保プランについて【印刷用】	資料 9-7-2 幼稚園・認定こども園の運営規程モデル例
資料 5-1 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う私立学校退職金団体の退職手当資金給付事業の取扱いについて	資料 9-7-3 幼稚園・認定こども園の重要事項説明書モデル例
資料 5-2 学校法人に係る平成27年度税制改正要望について	資料 10-1 平成27年度税制改正結果について(1)
資料 5-3 学校法人会計基準について【印刷用】	資料 10-2 平成27年度税制改正結果について(2)
資料 6-1 「子育て支援員」研修について	資料 10-3 子ども・子育て支援新制度に係る税制上の主な取り扱いについて
資料 6-2 子育て支援員研修事業実施要項(案)	<持参資料>
資料 7-1 放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン(案)の概要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令案の概要

○「資料2-3(参考資料) 施設型給付等に係る処遇改善等加算について(通知案)」、13事業各単価(案)が示された「資料3-2(参考資料)子ども・子育て支援交付金について」(下記抜粋)等が示されています。

子ども・子育て支援交付金における各事業の単価(案)について

※本表における事業の構成及び単価については現時点の案であり、今後変更があり得る。

事業	基準額(案)	対象経費
延長保育事業	(延長時間により区分される次に定める額とする) 1 一般型 (1) 保育短時間認定 1人当たり年額 ① 民間保育所・認定こども園 (延長時間1時間) 17,200 円 (延長時間2時間) 34,400 円 (延長時間3時間) 51,600 円 (2) 保育標準時間認定 1事業当たり年額 ① 民間保育所・認定こども園 (延長時間 30 分) 300,000 円 (延長時間1時間) 1,342,000 円 (延長時間2～3時間) 2,166,000 円 (延長時間4～5時間) 4,624,000 円 (延長時間6時間以上) 5,382,000 円 2 訪問型 (1) 保育短時間認定 ① 居宅訪問型 1人当たり年額 (延長時間1時間) 193,100 円 (延長時間2時間) 386,300 円 (延長時間3時間) 579,400 円 ② その他(保育所等の施設で利用児童数が1名となった場合) (延長時間1時間) 193,100 円 (延長時間2時間) 300,000 円 (延長時間3時間) 300,000 円 (2) 保育標準時間認定 ① 居宅訪問型 1事業当たり年額 (延長時間 30 分) 150,000 円 (延長時間1時間) 200,000 円 (延長時間2～3時間) 349,000 円 (延長時間4～5時間) 606,000 円 (延長時間6時間以上) 862,000 円 ② その他(保育所等の施設で利用児童数が1名となった場合) (延長時間 30 分) 150,000 円 (延長時間1時間) 200,000 円 (延長時間2時間以上) 300,000 円 ※1及び2ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該当する 1人(1事業)当たり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする。	延長保育事業の実施に必要な経費

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp